

川内港小口混載サービス利用促進補助金交付要綱

(令和3年薩摩川内市貿易振興協会規程第6号)

(目的)

第1条 この要綱は、川内港において小口混載サービスの利用に要する経費の一部を本協会が補助することにより、川内港における新たな荷主の発掘を図り、もって川内港の背後圏における貿易活動の拡大に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 川内港小口混載サービス利用促進補助金（以下「補助金」という。）は、外貿定期コンテナ船を利用する利用運送事業者（第2種）による小口混載サービスを受けた荷主に対して交付するものとする。この場合において、当該企業が直接荷主とならない場合も、実質上の荷主であることが確認できれば、実質上の荷主を補助対象とすることができる。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、小口混載コンテナ利用1回当たり1万円（20フィートコンテナ、40フィートコンテナに関わらず同額。）とする。ただし、補助金の限度額は予算の範囲内とし、1交付対象者1年度当たり10回まで及び2か年度までを上限とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする荷主（以下「申請者」という。）は、直接又は海貨業者等を通じ予め補助金交付申請の仮予約（別記第1号様式）を行い、当該貨物の輸出入を行った日から当該年度の末日までに、川内港小口混載サービス利用促進補助金交付申請書（別記第2号様式。以下「申請書」という。）に別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。ただし、当該年度の末日直前に当該貨物の輸出入を行った荷主にあつては、当該貨物の輸出入を行った日から14日以内に申請書を提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 会長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、川内港小口混載サービス利用促進補助金交付決定通知書（別記第3号様式。以下「決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するとともに、補助金を交付する。

(不交付決定)

第6条 会長は、前2条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが不適当と認めるときは、川内港小口混載サービス利用促進補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知する。

(補助金の返還)

第7条 会長は、補助対象者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規程する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定める事項のほか、補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（令和3年薩摩川内市貿易振興協会規程第6号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。